

作成日：2023年06月19日

改訂日：2024年07月01日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称: ショーボンド クイックプライマー
会社名: ショーボンドマテリアル株式会社
住所: 埼玉県川越市芳野台2-8-10
担当部門: 品質保証課
電話番号: 049-225-5611 F A X: 049-225-5616
緊急連絡先: 品質保証課 電話番号: 049-225-5611
整理番号: クイックプライマー -02

推奨用途及び使用上の制限: 工業用、所定の用途以外には使用しないこと

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性:	引火性液体	区分3
健康に対する有害性:	皮膚腐食性/刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
	発がん性	区分1B
	生殖毒性	区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(肝臓、神経系、中枢神経系 呼吸器、腎臓)
		区分3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(中枢神経系、呼吸器) 区分2(神経系、中枢神経系 呼吸器)
環境に対する有害性:	水生環境有害性 短期(急性)	区分2
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分2

※記載なきGHS分類区分: 区分に該当しない/分類できない

GHSラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語: 危険

危険有害性情報:

- H226 引火性液体及び蒸気
- H315 皮膚刺激
- H319 強い眼刺激
- H350 発がんのおそれ
- H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- H371 肝臓、神経系、中枢神経系、呼吸器、腎臓の障害のおそれ
- H336 眠気又はめまいのおそれ
- H372 長期にわたる、又は反復ばく露による中枢神経系、呼吸器の障害
- H373 長期にわたる、又は反復ばく露による神経系、中枢神経系、呼吸器の障害のおそれ
- H411 長期継続的影響によって水生生物に毒性

注意書き

- 予防策: 熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。
 屋外または換気の良い場所で使用すること。
 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。
 取り扱い後はよく手を洗うこと。
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
 粉塵／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 環境への放出を避けること。
- 対応: 取り扱い前に、必ず「製品安全データシート」を読んで、注意して取り扱ってください。
 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。
 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
 飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 皮膚に付着した場合: 多量の水と石けんで洗うこと。
 汚染された衣類は直ちに脱ぎ、再使用する場合は洗濯すること。
 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。
 下記の場合は直ちに医師の診断／手当を受けて下さい。
 目に入った場合、飲み込んだ場合、皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い場合、身体上の異常が生じた場合、暴露または暴露の懸念がある場合。
 漏出物は回収すること。
- 保管: 直射日光を避け、換気の良い冷暗所に保管すること。
- 廃棄: 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に、業務委託し廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別: 混合物

化学名又は一般名 (成分)	官報公示整理番号 化審法	CAS No.	濃度又は 濃度範囲(含有量%)
1,2,4-トリメチルベンゼン	(3)-7,(3)-3427	95-63-6	36
1,3,5-トリメチルベンゼン	(3)-7,(3)-3427	108-67-8	9.1
酢酸ブチル	(2)-731	123-86-4	1~10
1,2,3-トリメチルベンゼン	(3)-7,(3)-3427	526-73-8	6.0
クメン	(3)-22	98-82-8	3.0
ジエチルベンゼン	(3)-13,(3)-60	141-93-5	1~10
キシレン	(3)-3,(3)-60	1330-20-7	3.0
ナフタレン	(4)-311	91-20-3	1 未満
ヘキサメチレン=ジイソシアネート	(2)-2863	822-06-0	1 未満

4. 応急処置

- 目に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄をつづけること。直ちに眼科医の診断を受ける。
- 皮膚に付着した場合: 布で素早く拭き取り、多量の水と石鹼で洗うこと。
- 吸入した場合: 皮膚刺激、または、発疹が生じた場合は、医師の診断を受ける。
- 飲み込んだ場合: 直ちに空気の新鮮な場所に移動し、呼吸のしやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時は、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤: 粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂。
- 使ってはならない消火剤: 棒状水。
- 特有の消火方法: 可燃性のものを周囲から取り除く。消火活動は風上から消火する。
- 消火を行うものの保護: 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項: 保護具及び緊急時措置:直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離すること。関係者以外の立ち入りを禁止すること。

環境に対する注意事項: 作業者は適切な保護具(手袋、保護眼鏡等)を着用し、眼、皮膚への接触や回収・中和 ガスの吸入を避けること。風上に留まること。低地から離れること。

封じ込み及び浄化の方法・ 河川等へ排出され、環境への影響を起こさないように注意する。

機材:

二次災害の防止策: 大量の流出には盛り土などで囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い :

技術的対策: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。

局所排気・全体換気: 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行なうこと。

安全な取り扱い注意事項: 周辺で火気の使用、発生のないこと。
使用前にショーボンドマテリアルホームページ「樹脂製品の取り扱いについて」「樹脂製品を安全にご利用いただくために」を必ず参照すること。
ホームページアドレス:<https://www.sb-material.co.jp/resin/download.html>
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
粉じん、ヒュームを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い区域のみで使用すること。
取扱い後は、よく手を洗うこと。

接触回避: 「10.安定性及び反応性」を参照。

保管 :

技術的対策: 保管場所には、危険物を貯蔵し取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設定を設けること。

保管条件:

混色禁止物質: 酸化剤、酸から離して保管する。

容器包装材料: 容器を密閉して換気の良いところで保管すること。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度 (ACGIH) 参照先 : <https://www.acgih.org/>

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm (120mg/m ³)	設定あり
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm (120mg/m ³)	設定あり
酢酸ブチル	150ppm	100ppm (475mg/m ³)	設定あり
1,2,3-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm (120mg/m ³)	設定あり
ジエチルベンゼン	未設定	未設定	未設定
キシレン	50ppm	50ppm (217mg/m ³)	設定あり
クメン	未設定	10ppm (50mg/m ³)(皮)	設定あり
ナフタレン	10ppm	未設定	設定あり
ヘキサメチレン=ジイソシアネート	未設定	0.005ppm (0.034mg/m ³)	設定あり

	厚生労働大臣が定める濃度の基準	
	8時間濃度基準値	短時間濃度基準値/天井値
1,2,4-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
1,3,5-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
酢酸ブチル	未設定	未設定
1,2,3-トリメチルベンゼン	未設定	未設定
ジエチルベンゼン	未設定	未設定
キシレン	未設定	未設定
クメン	10ppm	—
ナフタレン	未設定	未設定

ヘキサメチレン=ジイソシアネート	未設定	未設定
------------------	-----	-----

設備対策： 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものを置かないような設備とすること。
密閉場所で作業する場合には、局所排気装置を取り付けること。
防災シャワー、手洗い、洗眼設備を設置する。

保護具

呼吸器の保護具： 有機ガス用防毒マスク 送気マスク
手の保護具： 不浸透性の保護手袋
目の保護具： 保護メガネ
皮膚及び身体の保護具： 不浸透性の作業衣および保護具を着用する。

9. 物理的および化学的性質

物理的状態、形状等： 液状
色： 淡黄色透明
臭い： 特有臭
融点/凝固点： データなし
沸点,初留点及び沸騰範囲： データなし
可燃性： データなし
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界： データなし
引火点： 41℃以上
自然発火温度： データなし
分解温度： データなし
pH： データなし
動粘性率： 約10mm²/s(25℃)
溶解度： データなし
n-オクタノール/水分配係数(log値)： データなし
蒸気圧： データなし
密度及び/又は相対密度： 0.94g/cm³
相対ガス密度： データなし
粒子特性： データなし
その他情報： データなし

10. 安定性および反応性

安定性： 通常の取扱い条件では安定。ただし、水分と徐々に反応して表面より増粘、ゲル化を起こすため、開封後は早めに使い切ることが望ましい。

反応性： 水、アルコール、アミンなどの活性水素化合物と反応する。激しく反応する場合、発熱するおそれがある。
水と反応して二酸化炭素を発生する。

避けるべき条件： 火気、加熱、高温多湿、直射日光、長時間の開封。

混触危険物質： 強酸、強アルカリ、酸化性物質

危険有害な分解生成物： 火災時の燃焼により炭素酸化物(CO_x)、窒素酸化物(NO_x)、シアン化水素などの有害ガスが発生するおそれがある。

11. 有害性情報

急性毒性： 経口： 【製品】 データなし
経皮： 【製品】 データなし
吸入(気体)： GHS 定義による気体ではない。
吸入(蒸気)： 【製品】 データなし
吸入 (粉じん・ミスト)： 【製品】 データなし

皮膚腐食性/刺激性： 【製品】 区分2,皮膚刺激
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性： 【製品】 区分2,強い眼刺激
呼吸器感作性： 【製品】 データなし

皮膚感作性:	【製品】 データなし
生殖細胞変異原性:	【製品】 データなし
発がん性:	【製品】 区分1B,発がんのおそれ
生殖毒性:	【製品】 区分1B,生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
生殖毒性・授乳影響:	【製品】 データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露):	【製品】 区分2,臓器の障害のおそれ 区分3,眠気又はめまいのおそれ
特定標的臓器毒性(反復ばく露):	【製品】 区分1,長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 区分2,長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
誤えん有害性:	【製品】 データなし

1 2. 環境影響情報

水生環境有害性 短期(急性):	【製品】 区分2,水生生物に毒性
水生環境有害性 長期(慢性):	【製品】 区分2,長期継続低影響によって水生生物に毒性
生態毒性:	情報なし
残留性・分解性:	情報なし
生体蓄積性:	情報なし
土壤中の移動性:	情報なし
オゾン層への有害性:	モントリオール議定書の附属書に記載される物質成分はない。

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄すること。
都道府県知事などの認可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体が行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。
内容物の組成によっては混合廃棄物となる場合があるため、自治体または認可を受けた専門の処理業者に事前に確認して処理を委託すること。
イソシアネート成分を含有するため、容器ごと廃棄して他の廃液等と混ぜないこと。
【硬化前】引火性廃油(特別管理産業廃棄物)と廃プラスチック類(安定型産業廃棄物)の混合物、【硬化後】廃プラスチック類である。

汚染容器及び包装

内容物を完全に除去した後の空容器等は、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って産業廃棄物として処理するか、またはリサイクルにまわす。
内容物が付着している容器等は混合廃棄物となる場合があるため、自治体または認可を受けた専門の処理業者に事前に確認して処理を委託すること。
【紙管、外箱などの紙製容器・包装】リサイクルまたは紙くず(単品の場合、付着物がある場合でも管理型産業廃棄物)
【缶、ドラム、チューブなどの金属製容器】金属くず(単品の場合は安定型産業廃棄物、付着成分があり混合廃棄物となる場合はその安定型・管理型分類に従う)
【瓶などのガラス製容器】ガラスくず(単品の場合は安定型産業廃棄物、付着成分があり混合廃棄物となる場合はその安定型・管理型分類に従う)
【ボトル、チューブ、袋などのプラスチック製容器・包装】廃プラスチック類(単品の場合は安定型産業廃棄物、付着成分があり混合廃棄物となる場合はその安定型・管理型分類に従う)

1 4. 輸送上の注意

注意事項

取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器の漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

国内規制

陸上輸送: 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法による。
海上輸送: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送: 航空法に定められている運送方法に従う。
国連番号: 1 9 9 3
国連分類: クラス 3

15. 適用法令

<p>労働安全衛生法:</p>	<p>変異原性が認められた届出物質(法第57条の4、労働基準局長通達) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) トリメチルベンゼン(政令番号:404) 酢酸ブチル(政令番号:181) クメン(政令番号:138) キシレン(政令番号:136) ナフタレン(政令番号:408) ジェチルベンゼン(令和8年4月1日施行) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項) 濃度基準値設定物質(安衛則第577条の2第2項、令和5年4月27日告示第177号、令和5年4月27日公示第24号) 皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧) キシレン</p>
<p>毒物及び劇物取締法:</p>	<p>非該当</p>
<p>化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法):</p>	<p>第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) トリメチルベンゼン(異性体混合物として)(管理番号:691)(51%) キシレン(管理番号:80)(3.0%) クメン(管理番号:83)(3.0%)</p>
<p>化審法:</p>	<p>優先評価化学物質(法第2条第5項)</p>
<p>消防法:</p>	<p>第4類 引火性液体 第二石油類(非水溶性)</p>
<p>水質汚濁防止法:</p>	<p>指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)</p>
<p>悪臭防止法:</p>	<p>特定悪臭物質(施行令第1条)</p>
<p>大気汚染防止法:</p>	<p>有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)</p>

16. その他の情報

注意事項：本データは、工業的な一般的取扱いに際しての、安全な取扱いについて最新の情報を集め、記載したものです。必ずしも充分とはいえないので取扱いには充分注意して下さい。
 新たな情報を入手した場合は、追加または改訂されることがあります。
 本製品の取扱いに記載されている以外の他の化学物質を混ぜたり、特殊な条件で使用するときは、ユーザーが安全性の評価を実施してください。

参考文献

- 1) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場の表示及び安全データシート(SDS): J I S Z 7 2 5 3 : 2 0 1 9)
- 2) 製品安全データシートの作成指針 平成18年5月(社団法人 日本化学工業協会)
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 原材料/製品メーカーMSDS(SDS)